

軽微な工事による緊急工事事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等緊急時における軽微な工事による緊急工事に係る契約に関し、事務の透明性及び迅速な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「緊急工事」とは、災害又は事故等により緊急かつ事前に着工しなければ、市民生活や施設運営上、重大な支障や危険性があるものであって、軽微な工事の執行要領第2条第1項第1号に定める予定価格が400万円以下の工事であつ次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 堤防崩壊に伴う緊急復旧工事
- イ 道路陥没に伴う緊急復旧工事
- ウ 地滑りに伴う緊急復旧工事
- エ 火災に伴う緊急復旧工事
- オ 施設の雨漏りに伴う緊急復旧工事
- カ その他天災等に伴う緊急復旧工事等

(2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
- イ 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
- エ その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等

(3) 災害や事故等の未然防止のための応急工事等を行う場合。

- ア 堤防の崩壊防止のための応急工事
- イ 浸水防止のための応急工事
- ウ 崖崩れ防止のための応急工事
- エ 外壁落下防止のための応急工事
- オ 施設利用者の安全確保のための応急工事
- カ その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

(緊急工事の判断)

第3条 緊急を要する工事であるかの判断は、所属長の判断によるが、安易に緊急工事としてはならない。

2 緊急工事とする場合は、事後の説明ができるものでなければならない

2 軽微な工事による緊急工事事務処理要領

（業者選定）

第4条 契約担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、機動力と実績を勘案し、原則として、建設工事有資格者名簿に記載されている業者から1者を選定するものとする。

（発注手続）

第5条 契約担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、緊急工事発注依頼書（様式第6号）を作成する。

- 2 契約担当課長は、作成後、直ちに、緊急工事の施工を引き受ける旨の意思表示をした業者（以下、「緊急工事受注者」という。）へ送付し、工事に着手させるものとする。
- 3 緊急工事の場合においても、見積書を徴する時間がないときに限って、支出負担行為の事務手続を緊急工事発注依頼書（様式第6号）受領後に行うことができる。

（見積書の徴取等）

第6条 契約担当課長は、見積書（軽微な工事の執行要領に定める 様式第3-1号）を、必ず徴するものとする。

- 2 前項の規定による見積書の徴取は、原則として、緊急工事発注依頼書（様式第6号）を送付してから14日以内かつ工期が終わる前までに行うものとする。

（見積書の徴取後の事務手続）

第7条 見積書の徴取以降の事務手続は、軽微な工事の執行要領の規定に基づき行うものとする。

ただし、予定価格が50万円を超える軽微な工事の執行要領第2条第4項で定める建築関係工事を執行する場合においては、見積明細書（提案）の内容確認を都市整備局建築部に依頼することを要しない。

（適用除外）

第8条 この要領による緊急工事については、都市整備局（道路・河川・下水道）の環境整備事業の執行要領その他の要領により別段の定めがある場合は適用しない。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 軽微な工事による緊急工事事務処理要領

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。